

## レッドゾーン4か所の防災対策工事に関する報告と優先度評価について

都市安全部 公園河川課

## 1 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）対策の考え方

今般、市は斜面地の所有者責任として、住家などの保全対象施設の住民等の生命又は身体への著しい危害を防ぐため、レッド区域内の建築物（家屋、公共施設等）に係る範囲のみを解除する。

## 2 対策工法の選定について

上記の解除を可能とする最も経済的な工法を箇所毎に選定する。

## 3 検討結果

番号	65	66	95	204
所在	中山桜台5丁目	中山桜台3丁目	長尾台1丁目	中山台1丁目
保全施設	中山台コミュニティセンター	住居5戸	長尾台小学校	住居3戸
対策工法	杭式待受防護柵 H=4.5m	杭式待受防護柵 H=3.5m		重力式擁壁 H=5.0m
延長	L=約100m	L=約160m		L=約70m
概算事業費	約100百万円	約150百万円		約80百万円

※人工斜面部の安全性の確認及び適正な管理等によるレッド区域解除について県と協議中。

裏面につづく

#### 4 優先度評価について

##### 急傾斜地崩壊対策事業の優先度評価の考え方

以下の項目により、優先度評価を行う。

##### 【評価項目①】災害発生時の影響

- ・保全対象施設

##### 【評価項目②】災害発生の危険度

- ・斜面の高さ（危険区域内における最大高）
- ・斜面の平均勾配（危険区域内における最大勾配）
- ・地盤の状況
- ・湧水の有無
- ・植生の状況
- ・斜面の状況

##### 優先度の決定

特別警戒区域の解除を行う 4 箇所の急傾斜地を対象として、優先度評価の検討結果は以下の順とする。

優先度 1 位：箇所番号 204（中山台 1 丁目）

優先度 2 位：箇所番号 66（中山桜台 3 丁目）

優先度 3 位：箇所番号 95（長尾台小学校）

優先度 3 位：箇所番号 65（中山台コミュニティセンター）

（訂正箇所）

優先度評価の検討結果の表 優先度 2 位の部分の記載中

「箇所番号 66（中山桜台 5 丁目）」を「箇所番号 66（中山桜台 3 丁目）」に訂正しています。